

みよしぶどう友の会会則

(名称)

第1条 本会は、「みよしぶどう友の会」という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、市立三次中央病院医事課（三次市東酒屋町 10531 番地）におく。

(目的)

第3条 本会は、糖尿病の治療並びに、予防に関する知識の普及と会員の福祉の増進及び会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、糖尿病患者とその家族、糖尿病に深い関心をもつ者をもって組織する。

2 市立三次中央病院で糖尿病患者の診療、指導にあたる職員はこの会の会員になることができる。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、講習会等の開催
- (2) その他、会の目的を達成するため必要な事業

(会の運営)

第6条 本会運営のため、総会及び世話人会を置く。

(選任方法)

第7条 世話人の選任は、会員の互選による。任期は、1年とする。但し、再選を妨げない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計監事 2名（但し、患者会員1名、職員会員1名とする）

(役員職務)

第9条 本会役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長事故あるときは会長の職務を代行し、世話人会を運営する。
- (3) 会計は、会の会計を管理する。
- (4) 理事は、事務を分掌する。
- (5) 会計監事は、会計監査をする。

(総会)

第10条 総会は、原則として年1回とし、会長がこれを招集する。但し、特に必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。総会の議決事項は出席者の過半数をもってなす。

2 総会の出席は、委任状によることができる。

(世話人会)

第11条 世話人会は、会長又は副会長が招集する。

2 世話人会は、会長、副会長、会計、理事をもって構成する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって賄う。

(会費)

第13条 本会の会費は年額3,000円とする。

(会計年度)

第14条 本会会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、会の業務の執行に関し必要な事項は、世話人会において別に定める。

付記 この会則は、平成25年10月 8日より施行する。

付記 この会則は、令和 2年 5月25日より施行する。